

令和3年第1回
稲敷・龍ヶ崎地方3組合
経営検討委員会会議録

令和3年7月2日 開会
令和3年7月2日 閉会

龍ヶ崎地方衛生組合

1. 稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会出席者名簿

岡野	功	龍ヶ崎市	企画課長
大貫	勝彦	龍ヶ崎市	財政課長
柳田	敏昭	牛久市	政策企画課長
糸賀	修	牛久市	財政課長
彦坂	哲	取手市	政策推進課長
中村	有幸	取手市	財政課長
川上	叔春	利根町	政策企画課長
蜂谷	忠義	利根町	財政課長
北澤	雅志	河内町	企画財政課長
濱田	好洋	稲敷市	企画財政課長
菅野	眞照	美浦村	企画財政課長
糸賀	昌士	阿見町	政策企画課長
村山	幸二	阿見町	廃棄物対策課長

1. 3組合事務局

龍ヶ崎地方衛生組合

荒井	久仁夫	事務局	局長
杉山	晃	事務局	次長
風見	光三	参事兼	総務課長
木村	哲	施設	課長
浅野	大樹	総務	課主査

稲敷地方広域市町村圏事務組合

澁谷	明宏	事務局	局長
斉田	典祥	事務局	次長兼管理課長
根本	成壽	管理	課長補佐
坪井	智彦	主査	兼管理係長
坂本	操	消防	長
永井	貴史	消防	次長兼総務課長

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

小杉	茂	事務局	局長
古手	憲夫	事務局	次長
松本	毅	参事兼	施設課長
岩橋	勇生	総務	課長
岡野	恵之	総務	課長補佐

午後 2 時 0 0 分開会

○風見参事兼総務課長 本日は、どうもお疲れさまでございます。

それでは、ただいまから令和 3 年度第 1 回稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合経営検討委員会を開催いたします。

本日は、3 組合、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合の管理者であります中山龍ヶ崎市長に御出席をいただいております。

ここで、管理者より御挨拶を頂戴したいと思います。

管理者、よろしく願いいたします。

○中山一生管理者 改めまして、皆さんこんにちは。稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合経営検討委員会ということで、それぞれ皆さん御多用の中、御出席を賜りましたことに感謝申し上げます。この 3 組合の管理者を務めさせていただいております龍ヶ崎市長の中山でございます。

広域行政ということで、それぞれ一番大きいのは衛生の 8 市町村、そして稲広も 7 市町村、そして塵芥処理組合が 3 市町ということでございますけれども、広域行政において、この 3 組合がそれぞれの自治体の一部事務を担っているということで、自治体と組合が連携をして、これまで順調に運営をすることができてきたことに関しまして、皆様にも感謝を申し上げるところでもございます。

その上で、3 組合が構成自治体がそれぞれ重なっている部分が多いということで、今回このような形で複合化に向けて検討を進めてきたことは、以前、ちょっと異動などもあって、ここにいらっしゃる方々の顔ぶれも変わっているかもしれませんが、一度、私も思いを述べさせていただいたところでもございます。その思いは変わっておりませんし、この 3 組合が統合・複合化することによって、また新たな広域行政の受け皿ができるというふうに私は強く信念を持ちながら、今日この日まで来たわけでもございます。

これまでの皆様の御理解、御協力には感謝申し上げますところでもございますが、この新たな枠組みができた暁には、また、これから広域的な取組というのが、国のほうでも様々な方針が出されているところでもございますけれども、その新たな苗床になってくれたらいいな、そんな新たな広域行政の大きな枠組みとして、圏域住民、地域住民のためになる組合になってくれることを心から願っているところでもございます。

いずれにしても、構成自治体の一部事務組合でございます。ですので、組合側も各自治体の一部事務を担っているという意識を強めなければなりませんし、市町村の皆様も、自分たちの一部事務を担っていただいている組合ということで、今まで以上にこの複合化、広域化した暁には、連携を強めていく必要があるかと思っております。

その中で、今日説明の中でもあるかと思えますけれども、塵芥処理組合、ごみ処理行政というのは各自治体でも大きな課題の一つかと思えます。そして、この圏域には四つのご

みの清掃工場がございます。そういう意味でも、取手さんを含めると40万圏域なわけですが、この圏域を眺めた中で、我々が必要とするインフラはどの程度であるかというのは、やはりこの圏域で考えていく下地をつくっていくことが必要なのではないかなと思います。その中で単独で行っている1市1町があるわけですし、塵芥処理組合は1市2町、そして稲敷衛生土木さんが1市1村ということで、それぞれがそれぞれの立場で今ごみ行政を行っているわけですが、将来この在り方をどうしていくかということは、やはりこれは我々が、もしここで組合の統合がなったとしても、やはり我々が主体的に考えることは大変難しい問題でもあります。やはりそれぞれの自治体の皆さんが主体的に考える中で、我々が協力をしていくという姿勢が当然必要になってくとも思いますので、この長寿命化を終えた施設もがございます、それを考えて、どこまで延命できるのかということを見ると、存外、私たちが思っている以上に、この検討は今すぐにでも始めなければいけない状況にあるのではないかなというように思いも強めているところでもございますので、これについては今後、各自治体でしっかりと検討していただいて、それを、この統合された組合ができた場合には、ここをまた一つの受け皿として検討の議論を深掘りしていただくことが、これから我々に求められていることではないかというふうに考えているところでもございます。

一つ、今ごみ処理についての一例として挙げさせていただきましたけれども、これにとどまらず、今後のこの圏域の広域行政の在り方を考えていく、また議論を深めていくための一つの契機となる今回のこの統合になるというふうに確信をしておりますので、ぜひ各自治体の皆様におかれても、この複合化の取組を認識をしていただきながら、皆さんとともにやっている皆様の一部事務を、今後の在り方を含めて、これからのこの広域行政の在り方を見つめていくいい契機にしていただきますことを心からお願い申し上げまして、私からの冒頭に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、皆さん本当にお疲れさまでございます。

○風見参事兼総務課長 ありがとうございます。

委員会の途中ではございますが、管理者はこの後公務がございますので、ここで退席いたします。ありがとうございます。

○中山一生管理者 失礼いたします。よろしく願いいたします。

〔中山一生管理者退室〕

○風見参事兼総務課長 続きまして、荒井委員長より挨拶及び各組合の職員を紹介いたします。

お願いいたします。

○荒井委員長 挨拶ということですが、管理者のほうから挨拶がございましたので、省略のほうをさせていただきます。

早速、職員を紹介させていただきます。

まず、塵芥組合さんのほうから。

事務局長の小杉です。

- 小杉事務局長 小杉です。よろしくお願ひいたします。
- 荒井委員長 事務局次長の古手です。
- 古手事務局次長 古手です。よろしくお願ひいたします。
- 荒井委員長 参事兼施設課長の松本です。
- 松本参事兼施設課長 施設課長の松本です。よろしくお願ひします。
- 荒井委員長 総務課長の岩橋です。
- 岩橋総務課長 岩橋です。よろしくお願ひいたします。
- 荒井委員長 総務課長補佐の岡野です。
- 岡野総務課長補佐 岡野です。よろしくお願ひいたします。
- 荒井委員長 続きまして、稲広さんです。

事務局長の澁谷です。

- 澁谷事務局長 澁谷でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 荒井委員長 事務局次長の斉田です。
- 斉田事務局次長兼管理課長 斉田です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 荒井委員長 管理課長補佐の根本です。
- 根本管理課長補佐 根本です。よろしくお願ひします。
- 荒井委員長 管理係長の坪井です。
- 坪井主査兼管理係長 坪井です。よろしくお願ひします。
- 荒井委員長 消防長の坂本です。
- 坂本消防長 坂本です。よろしくお願ひいたします。
- 荒井委員長 消防次長兼総務課長の永井です。
- 永井消防次長兼総務課長 永井です。よろしくお願ひいたします。
- 荒井委員長 最後に衛生組合です。

事務局次長の杉山です。

- 杉山事務局次長 杉山です。よろしくお願ひします。
- 荒井委員長 参事兼総務課長の風見です。
- 風見参事兼総務課長 風見と申します。よろしくお願ひいたします。
- 荒井委員長 施設課長の木村です。
- 木村施設課長 木村です。よろしくお願ひいたします。
- 荒井委員長 総務課主査の浅野です。
- 浅野総務課主査 浅野です。よろしくお願ひいたします。
- 荒井委員長 そして私、事務局長の荒井です。よろしくお願ひいたします。
- 風見参事兼総務課長 続きまして、各市町村から御出席の皆様、簡単に自己紹介をお

お願いしたいと思いをします。

龍ヶ崎市さんから順番に、このようにこの順でお願いしたいと思いをします。よろしくお願いをします。

○岡野龍ヶ崎市企画課長 龍ヶ崎市役所企画課長の岡野と申します。本日はよろしくお願いをいたします。

○大貫龍ヶ崎市財政課長 龍ヶ崎市財政課の大貫でございます。よろしくお願いをいたします。

○柳田牛久市政策企画課長 牛久市政策企画課、柳田と申します。よろしくお願いをいたします。

○糸賀牛久市財政課長 牛久市財政課、糸賀と申します。よろしくお願いをいたします。

○彦坂取手市政策推進課長 取手市政策推進課の彦坂と申します。よろしくお願いをいたします。

○中村取手市財政課長 取手市財政課の中村と申します。よろしくお願いをいたします。

○川上利根町政策企画課長 利根町政策企画課の川上です。よろしくお願いをいたします。

○蜂谷利根町財政課長 利根町財政課の蜂谷です。よろしくお願いをいたします。

○糸賀阿見町政策企画課長 阿見町政策企画課の糸賀と申します。よろしくお願いをいたします。

○村山阿見町廃棄物対策課長 阿見町財政課の代理で、私、廃棄物対策課なんです、村山と申します。よろしくお願いをいたします。

○北澤河内町企画財政課長 河内町企画財政課、北澤と申します。よろしくお願いをいたします。

○濱田稲敷市企画財政課長 稲敷市企画財政課の濱田と申します。よろしくお願いをいたします。

○菅野美浦村企画財政課長 美浦村企画財政課の菅野と申します。よろしくお願いをいたします。

○風見参事兼総務課長 ありがとうございます。

次に、本日の資料の確認をいたします。

資料につきましては、今年4月に各市町村さんのほうにお伺いした際に、稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会設置要綱の改正案、また3組合統合・複合化の取組、さらに令和3年第1回及び第2回の衛生組合管理者等会議の会議録、そちらに加えまして、新組合（3組合の統合・複合化）の骨子（案）の概要版と詳細版をお配りしているところでございますが、本日の委員会につきましては、本日、机の上に配付させていただいております資料を使っての説明とさせていただきたいと思いをします。よろしくお願いをいたします。

それでは、本日机の上に配付しております資料のほうの確認をさせていただきます。

まず、本日の委員会の次第、こちらが1枚。

次に、資料1、稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会設置要綱一部改正案、こちらが1部。

次に、資料の2、令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合の課題、こちらが1部。

続きまして、資料3、稲敷地方広域市町村圏事務組合の課題、こちらが1枚。

続きまして、資料の4、斎場事務の複合化について（案）となっているものが1枚ございます。

続きまして、資料の5、こちらが令和3年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合の課題、こちらが1枚。

続きまして、資料の6、こちらは、ごみ処理の広域化について（案）となっているもの、こちらが1部。

続きまして、資料の7、（たたき台）となっております稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画というこちらの冊子、こちらが1部ございます。

続きまして、資料8です。新組合（3組合の統合・複合化）の骨子（案）〈概要〉となっているもの、こちらが1部です。

最後に、資料9、稲敷・龍ヶ崎地方3組合の統合に向けた今後のスケジュールについてというものが1部ございます。

本日の会議、以上となりますがよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○風見参事兼総務課長 それでは、協議に入りたいと思いますが、荒井委員長に議長をお願いいたします。

○荒井委員長 それでは、次第に沿って説明していきたいと思いますが、冒頭に、誤解を避けるため私のほうから申し上げたいことがございますので、ちょっとお時間を頂きたいと思います。

本日から御協議いただく3組合の統合・複合化、新組合の設置、計画のたたき台ですが、本年4月に構成市町村さんを訪問しまして、企画財政担当課長さんに説明をさせていただきましたが、令和2年4月に3組合での協議が頓挫した後、同年6月から12月にかけて衛生組合が中心となって策定したたたき台、これがベースとなっております。そして、本年5月から6月にかけて3組合の幹部会議で改めて協議し、まとまった内容が本日の資料となっております。

策定に当たりましては、龍ヶ崎市さんをはじめ、構成市町村さんとの事前の協議や調整は一切行っておりません。また、議会に関する記述に関しても同じです。根回し等は一切行っておりません。

本年2月の管理者等会議で、当初のたたき台について了承を得たところですが、その了承は、あくまでも3組合の幹部会議を再開し、協議していくための資料として了承を受けたもので、その内容そのものの了承を得たものではございません。

また、本日の配付資料ですが、たたき台の全てを配付してはございません。配付するのは今月12日の管理者等会議に諮ってからと考えておりますが、先ほども申し上げましたが、衛生組合で策定したたたき台を3組合の幹部会議で協議し、修正を加えたものを中山管理

者に説明し、了承を受けたものとなっております。これも、あくまでも構成市町村さんとの協議を再開していくための資料として了承を受けたものでございます。内容等に関して了承を得たものではなく、根回しも一切しておりません。

したがいまして、このたたき台につきましては、まだまだ修正の余地があるものと考えております。例えば、ある項目について、構成市町村さんの総意として修正が必要との意見がまとまれば、当然修正を行いたいと思っておりますし、その修正案を管理者等会議に諮り、御協議をいただくことになるものと考えております。そのように考えておりますので、本日お集まりの皆様には、遠慮のない建設的な意見を頂きたいと思っております。そういうことでよろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

協議事項の（１）稲敷・龍ヶ崎地方３組合経営検討委員会設置要綱の一部改正についてであります。

今年４月に資料を事前に配付させていただいた際、内容について説明をさせていただきましたが、若干その後、修正がございましたので、改めて衛生組合課長の風見より内容の説明をいたします。

○風見参事兼総務課長 それでは、稲敷・龍ヶ崎地方３組合経営検討委員会設置要綱の一部改正について御説明いたします。

本日配付いたしました資料の１を御覧ください。

この改正案につきましては、４月に各市町村さんにお伺いした際に資料を事前に配付し、内容について御説明をさせていただいたところですが、その後の３組合の協議において、修正したほうがよいのではという部分が出ておりましたので、今回改めて配付し、説明をさせていただくものでございます。

今回改正をする第３条の第３号におきまして、以前の資料ですと「塵芥事務の広域化」という表現になっておりましたが、その表現について議論がありまして、国や県などの計画では「ごみ処理の広域化」という表現が使われていることから、今回の改正案につきましても、同様に「ごみ処理の広域化」を明記することといたしたところでございます。

そのほかの内容につきましては、事前配付したときの内容と変更はございません。

説明は以上でございます。

○荒井委員長 ただいま説明ありましたけれども、何か御不明な点、御質問があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 よろしいでしょうか。

それでは、３組合検討委員会設置要綱については、このように改正しまして協議のほうを進めてまいりたいと思います。

次に、協議事項の２です。３組合の現状と課題についてであります。

今回、構成市町村の皆様にご3組合の現状を知っていただくため、それぞれの組合が今年度に取り組む課題について御説明いたしますので、その後、御意見、御不明な点があれば、質問等お願いしたいと思います。また、先ほど要綱の改正内容にもありましたように、ごみ処理の広域化、そして斎場事務の複合化に関する本年度の取組についても併せて説明をさせていただきます。

それでは、衛生組合から順に説明いたしますので、3組合それぞれの説明の後、御質問等、何かございましたらお願いをいたします。

それでは、お願いします。

○杉山事務局次長 それでは、令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合の課題について説明いたします。

それでは、資料の2、令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合の課題を御覧ください。

まず、事務局共通の課題といたしまして、1、3組合の統合（複合化）に向けた協議・検討の再開であります。まず、中断していた稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会議を4月に再開し、令和3年2月15日の管理者等会議で了承された骨子案（概要版）と3月に修正した骨子案（詳細版）をたたき台にして、3組合の統合・複合化の在り方を協議し、課題やメリット、デメリットを整理し、6月上旬を目途に最適な統合・複合化の在り方を3組合の総意としてまとめ、まとめた内容は、骨子案の概要版と詳細版に反映させるとともに、6月中旬を目途に中山管理者に報告し、了承を得ることとなりますが、今週の6月29日に報告、了承をされております。

了承を得た骨子案は、この後3組合の全員協議会、7日、稲広組合と衛生組合、9日に塵芥処理組合、そして12日の管理者等会議に報告する予定であります。

次に、令和元年9月1日に設置した稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会を本日再開し、了承を得た骨子案を構成市町村に提示し、議論を進展させていきます。具体的には、3組合と構成市町村が抱える課題等を相互に認識しつつ議論を深め、建設的な意見や提案等を反映させた骨子案を、令和4年3月を目途に3組合経営検討委員会としてまとめていきたいと考えております。

ここまでの、令和3年度の取組であります。

資料の（5）からは令和4年度の取組となりますので、説明は省略いたします。

次に、2ページを御覧ください。

総務課の課題ではありますが、1、地元交付金制度の公正かつ適正な運用と定着であります。

これは、令和2年度から新たな制度の下で実施された長戸7地区に対する交付金制度を検証するとともに、より公正かつ適正に運用するための改善策を講じ、定着させることであります。令和3年度の地元地区の交付申請書の提出はされておまして、6月18日には交付金が支出されており、順調に進捗しているかと思っております。

次に、2、龍ヶ崎地方衛生組合情報公開室の整備についてであります。

請求権者を「何人」とする改正、龍ヶ崎地方衛生組合情報公開条例が令和2年第2回定例会で可決成立し、11月6日から施行されております。

また、本年度以降、3組合の統合・複合化に向けた取組が進展し、検討組織での議論も深まることが予想されます。その議論の内容や行方は、圏域住民にも広く周知されることとなり、3組合の統合・複合化に対する注目と関心の度合いは日々高まっていくことが容易に想定されます。

よって、3組合の情報を自ら広く公表するとともに、3組合の統合・複合化に関する情報公開請求に対しても的確に対応するなど、圏域住民等に対する知る権利を担保するため、情報公開室を整備するものであります。

次に、3、3組合の統合・複合化を前提に、新組合の行政職職員の行政職等級別基準職務表の見直しを検討するものでありますが、これは龍ヶ崎市の給与条例に準じて、龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例別表の行政職等級別基準職務表に定める6級の職に「課長職」を、7級の職に「特に重要な業務を分掌する参事」の職を加えて、龍ヶ崎市に準じて昇任・昇格の運用を行うものとするものであります。

これは、現行の行政職等級別基準職務表の6級に「参事」と「事務局次長」の職が、5級には「副参事」と「課長」の職がそれぞれ格付されておりますが、3組合の統合・複合化に当たり、6級の「参事」と「事務局次長」の職への昇任・昇格の運用を厳格化するため、5級に格付されている「課長」の職を、龍ヶ崎市に準じて6級にも格付いたします。また、現行の7級には「事務局長」の職のみが格付されておりますが、3組合の統合・複合化に当たり、在職している3人の事務局長のうち1人が新組合の事務局長として引き続き在職して、2人は同職から外れることになり、その2人を6級に降格・降任させることができないことから、龍ヶ崎市の給与条例に準じて、7級の職に「特に重要な業務を分掌する参事」の職を加えるものであります。

この行政職等級別基準職務表の見直しについては、稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会議及び稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会の議題に取り上げて議論し、その是非を判断するものであります。

次に、4、3組合の統合・複合化を前提とした新組合の議員の費用弁償の在り方についてであります。新組合の議会及び全員協議会に出席する際に支給する費用弁償の額を、3組合の統合に向けた取組の一環として、現行の2,000円の根拠等を検証し、実費相当額として適切な金額に改めるための改善案を策定し、費用弁償の実態等を検証しながら、適正な金額を算出し、データを取りまとめていきたいと考えており、令和2年度からの課題で、現在継続中であります。

次に、施設課・クリーンセンターの課題であります。1、災害廃棄物に対応するための計画等の策定であります。龍ヶ崎市災害廃棄物計画が令和2年4月から施行され、衛

生組合が講じるべき各種対策が示されたことから、これに対応する。

具体的には、災害に強い処理施設とするため、平常時から地震、台風、感染症、停電、火災などに対する防災対策の計画やマニュアル等を整備し、災害時にも施設の運転が継続できるようにするため事業継続計画の策定をしていきたいと考えておりますが、取組が進まなかったため、令和3年度に継続となっております。

次に、4ページを御覧ください。

2、長寿命化総合計画の公表と説明についてであります。長寿命化総合計画は、クリーンセンター施設の性能を長期に維持していくために不可欠な計画で、施設保全計画と延命化計画で構成されている。

平成31年3月に、基幹的設備・機器の更新等を適切に行うための延命化計画が、令和3年3月に、保全方式の選定や設備・機器の劣化、故障、寿命の予測などを定めた施設保全計画が策定され、最新の長寿命化総合計画が完成した。この計画の完成によって、将来の基幹的設備の更新や建物本体の解体・建て替えの時期、コストなど、その根拠が明確になるとともに、将来への備えとして、構成市町村の分担金の在り方やその負担軽減のために行う施設整備基金への積立て等に関する協議を構成市町村と行うことができます。

よって、この最新の長寿命化総合計画を圏域住民等に分かりやすく加工して公表するとともに、構成市町村と組合議会に対しても丁寧に説明し、将来に向けて理解と協力を得るための取組を現時点から行っていく必要があると考えておるところであります。

次に、3、トラックスケール業務の外部委託の廃止についてであります。現在、トラックスケール業務は外部に委託しておりますが、衛生組合が行う行財政の一環として、組合運営のコスト削減を図るため、これを廃止し、令和4年度から直営で行うものとするものであります。

次に、4、入札・契約情報等の公表方法の見直しについてであります。現在、当組合が行っている年間の発注見通しは、龍ヶ崎市に準じて、前期と後期に分けて年2回実施しております。また、落札等の情報も同様に、年度末に年1回実施しているところでありませ

す。この運用を見直し、透明性の高い、より開かれた組合運営に資するため、発注見通しと落札情報等の公表時期を、原則として四半期ごとに更新して行うものとし、そのためのルールを整備するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明は以上となります。

○荒井委員長 続きまして、稲広組合さん、お願いいたします。

○斉田事務局次長兼管理課長 それでは、稲敷地方広域市町村圏事務組合の課題について御説明いたします。

お手元の資料の3を御覧ください。

まず初めに、1、職員についてです。

現在、事務局職員は8名で、うち2名は再任用、1名は塵芥組合からの人事交流で対応している状況でございます。今後、定年退職及び任用期間切れなどを考慮しながらの定員管理となりますが、事務量からしますと7名が最低人員というふうに考えています。

なお、以前は消防から派遣を受けていた経緯もありますが、消防署所の人員もぎりぎりの中で対応している状況でもありますので、消防からの派遣については協力を得ることが困難となることも考慮した組織づくりが喫緊の課題となっております。

次に、2、消防職員の新規採用についてです。

マンパワーが欠かせない消防において、圏域住民の生命及び財産を守るため、職員の確保は必要不可欠であることから、消防職員採用計画に基づきまして、職員の新規採用を行うものとしております。

次に、3の組合予算でございます。

予算の中心は、406名の職員を抱える消防費となります。市町村財政が厳しい中、振興整備計画に基づきまして消防施設等の整備更新等を実施しておりますが、分賦金及び負担金の抑制には毎年苦慮しているところでございます。

続いて、4の庁舎等の建設計画です。

令和3年度から令和4年度にかけて利根消防署、令和4年度から令和5年度にかけて牛久消防署の建設を計画し、現在作業を進めているところです。また、昭和56年に建設の消防本部庁舎、昭和62年に建設の龍ヶ崎西部出張所につきましては、将来の建て替えに向けた候補地の選定に取り組む予定でございます。

次に、5、基金への積立てです。

毎年、計画に基づきまして、庁舎建設や消防車両の更新のため起債を起こしておりました、現在、借入額は約15億円となっております。今後も庁舎建設や消防車両の更新などが控えていることから、必要に応じて基金への積立てを行いまして、市町村財政負担の軽減と平準化に努めています。

最後に、斎場事務の複合化についてでございます。

こちらにつきましては、次の資料4のほうにて御説明いたしますので、そちらを御覧ください。

斎場事務の複合化について（案）について御説明いたします。

まず、概要でございますが、3組合の構成市町村内には、龍ヶ崎市営斎場、うしくあみ斎場、聖苑香澄の三つの斎場が存在しております。3組合の統合・複合化を目指していく中で、そのメリットを生かした広域的な取組の一つとして、斎場事務の複合化について調査を進めていこうというものでございます。

次に、調査事項についてでございますが、一つ目として、構成市町村内の3施設の現況についてです。それぞれの施設の概要や利用区分等を調査しまして、比較するものでございます。参考として、主な利用区分ごとの使用料の比較を下の資料の下段に記載してござ

いますので、御参照ください。

二つ目といたしまして、県内他市町村または一部事務組合における斎場事務の現況についてでございます。ほかの斎場施設の運営状況を調査し、構成市町村内の斎場施設との比較をしていくものでございます。

三つ目としまして、斎場事務統合の事例調査についてです。実際に斎場事務の統合を実施している事例について、視察なども含めた調査を行い、その手法や課題などを整理することで、今後の取組の参考としていくものでございます。

以上、ただいま申し上げましたことを令和3年度において、3組合複合化に向け調査研究していく予定でございます。

説明については以上です。

○荒井委員長 続きまして、塵芥組合さん、お願いします。

○古手事務局次長 それでは続きまして、資料ナンバー5にて、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の課題ということで御説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

塵芥処理組合の課題ですが、一つ目としまして、組合敷地内保管の指定廃棄物についてでございます。

こちらは、平成23年3月に起きました福島第一原発事故に由来する指定廃棄物、組合が負担しているものはダスト固化物でありまして、181.5トンを保管しております。こちらにつきましましては、国の責任において処分することとなっておりますが、現状、頓挫している状況であるため、組合敷地内の指定廃棄物保管庫におきまして一時保管を行っております。この指定廃棄物の移動につきましまして、引き続き国のほうに要望し、働きかけるものいたします。

続きまして、2番の地元板橋地区対策についてでございます。

上記1の指定廃棄物を組合敷地内で保管するに当たりましては、指定廃棄物保管協定書を板橋地区環境整備委員会と締結した上で保管を継続しております。地元板橋の方々からは、一刻も早く撤去をという強い要望がございます。

協定書につきましましては、平成24年から3年ごとの更新で、現在の協定書は令和3年11月で満了となる協定書となっております。こちらの協定書の中では、板橋地区全戸の井戸水に対する放射能検査を年1回実施する項目がございまして、こちらを毎年度、継続中でございます。

井戸水の汚染不安が旧工場操業当時からございまして、上水道整備の要望書が出されました。要望書には、各家庭の宅内に蛇口1個と基本使用料を組合負担との要望内容でありましたが、県南水道本管から各家庭敷地内の第一止水栓までの工事費、申請手数料、加入金につきましましては組合で負担することとし、受益者負担が基本原則である第一止水栓から宅内までの工事費と基本使用料につきましましては、組合では負担できないとの回答書を提出し、板橋地区はこの内容で承諾しております。

板橋地区への水道布設工事なんですけれども、当初の工事計画では、平成29年度からの5か年での完了の予定でしたが、平成29年度に6件への工事は完了したものの、接続利用状況が令和3年7月2日現在、今日現在1件のみとなっており、接続利用率が低いので、県南水道はそれ以降の本管布設工事を見送ることとなっております。

続きまして、3番のごみ処理施設の更新についてでございます。

基幹的設備改良事業、組合におきましては、平成26年度から平成28年度で焼却施設及び溶融固化設備への基幹改良、令和元年から令和2年度でリサイクル施設への延命化対策工事を行っております。

これに基づきまして、現くりーんプラザ・龍の施設につきましては、令和13年度を目標稼働年限とし管理運営を行っておりますが、その後の施設についての更新もしくは新設の選択を迫られることとなります。新設に関しましては、候補地の選定、地元協議等、非常に困難な業務となることとなります。

続きまして、4番の最終処分場の更新についてです。

令和16年度末には現在の最終処分場への埋立てが完了予定でございますが、埋立て完了後一定期間の維持管理、水処理であったり放射能測定等を行った後に廃止されるため、その後の最終処分場の在り方を検討する必要があります。新たな最終処分場につきましては、さきに示しましたごみ処理施設の更新と併せまして、候補地も現段階では未定でございます。用地確保の検討に当たっては、地元協議など非常に困難なこととなります。新規の処分場を確保せず、茨城県内もしくは近隣の民間処分場への埋立て処理委託することも選択肢の一つであると考えております。

続きまして、5番のごみ処理施設の広域化についてでございます。

塵芥処理組合におきましては、御説明させていただきましたように、焼却施設が令和13年度、最終処分場が令和16年度と稼働年限に一定の見通しがあること、これに併せまして近隣市町村の焼却施設の更新時期も近いという現状のため、ただいま協議を行っている稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化計画の骨子案では、関係市町村での協議を行い、今後の方針を定めることが喫緊の課題であると捉えられ、ごみ処理の広域化について検討する案が提起され、承認されました。

これを受けまして、組合では、ごみ処理の現状把握について及び茨城県との協議や先進地の事例調査に焦点を当てた調査検討に取り組むこととしてございます。

こちらのごみ処理施設の広域化につきましては、続きまして、資料6のごみ処理の広域化を御覧いただきながら、ただいまの説明と重複する部分がございますが、続けさせていただきます。

資料6をお願いいたします。

ごみ処理の広域化についてということで、1番として、概要です。

令和3年1月29日に開催された龍ヶ崎地方衛生組合管理者等会議におきまして、3組合

の統合の検討と併せ、3市3町1村によるごみ処理の広域化についての検討する案が提起され、承認されたところでございます。このため、当組合では以下のとおり、ごみ処理の広域化の検討を行うこととなります。

2番としまして、ごみ処理の現状でございます。

今申し上げました3市3町1村の塵芥処理の現状としまして、こちらの行政区域内には、先ほど管理者のほうも述べられていましたが、四つの焼却施設がございます。そちらの状況が下の表のほうになってございます。

龍ヶ崎市、利根町、河内町で組織する龍ヶ崎地方塵芥処理組合、当組合です、こちらが設置しておりますクリーンプラザ・龍、牛久市が単独で設置しております牛久クリーンセンター、阿見町が単独で設置しております霞クリーンセンター、稲敷市、美浦村が組織する江戸崎地方衛生土木組合で設置しております環境センター、こちらの4施設がございます。

裏を返していただきまして、令和3年度の取組事項としまして、ごみ処理の広域化の検討に際しまして、今年度の課題として、組合で取り組むものは現状把握を行いたいと考えております。現状把握の内容につきましては、市町村及び組合とごみの排出処理量及びごみ処理施設の状況について、分別区分及び排出方法について、こちらのほうを調べていきたいと思っております。また、これに併せまして、ごみ処理施設の今後の更新に関する意見交換、こちらは構成市町村等を交えてのお話になるかと思っておりますが、こちらのほうの意見交換等も、状況によって開催できればいいかなと思っております。

(2)です。茨城県との協議及び先進地の事例調査ということで、茨城県との連絡調整及び協議を行ってまいります。また、先進地の事例調査及びヒアリングということで、県内ですと霞台厚生施設組合さんであるとか、県外では朝霞市、和光市さん、こちらの先進事例の調査研究を行ってまいりたいと思っております。

4番のほうには、関係法令等の整合ということで、国、県、市町村の関係法令についての関連性のチェックを行うことになると考えております。

以上が、塵芥処理組合で検討しているごみ処理の広域化への取組内容となっております。

以上でございます。ありがとうございました。

○荒井委員長 ありがとうございました。ただいま説明にありましたように、ごみ処理の広域化、斎場事務の複合化につきまして、調査研究を進めてまいりたいと考えております。つきましては、各市町村さんにおきましても、ごみ処理や斎場事務を所管する担当課のほうへお話をしていただきまして、情報を共有し、できれば市町村間でも連携を取っていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この3組合の課題について、御不明な点または御質問等ございましたら、どうぞお願いをいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ、牛久市さん。

○糸賀牛久市財政課長 すみません。ただいまの衛生組合のとき、ちょっと疑問に思って質問したかったんですが、衛生組合の課題の中で、行政職の等級別基準表、それを見直すという話が出ましたけれども、今、ほかの2組合の場合は、衛生組合で考えている7級、6級、5級の考え方と同じなんでしょうか。衛生組合では課題を挙げていますけれども、稲敷広域市町村事務組合であったり、塵芥処理組合につきましても、この7級、6級、5級の考え方なんでしょうか。

○荒井委員長 幹部会議というものを開いております。その中で、3組合を統合する前の職員の給与、処遇の部分になりますけれども、その点につきまして協議をしております。

職務職階に関しましても、当然議題として上がっております、その内容に沿った形でまずは検討していこうということで考えて、これは会議の中では意見としては一致していると思います。

○糸賀牛久市財政課長 職務給の考え方は分かるんですが、金額的にどれくらい上がるかという数字自体は、今までも多分示されていないと思いますけれども、その辺は上がるんでしょうか、下がるんでしょうか。

○荒井委員長 具体的な数字は、まだ出していません。ただ、今現在、牛久市さんと同じ職務職階となっていると思うんですけども、5級から6級に昇任すると、龍ヶ崎市さんの場合は、6級は課長職なんですけれども、いきなり参事になってしまうんですね。そうすると、その分の給与の管理職手当も含めまして、それはもう当然、その自治体レベルの上に行く、そういった昇任になろうかなと思っております。金額的にも、人件費の増につながっているんじゃないかなと今現在は思っています。

そういったことで、より厳格に運用していきたいということで、これは衛生組合のほうで提案をして、2組合の方々に意見を頂いて、統一したそういった取組をしていこうということになったところです。

○糸賀牛久市財政課長 ごめんなさい。何度も聞くようなんですけれども、牛久市とはちょっと違うんですよ、級別の考え方が。龍ヶ崎市さんは参事級として6級かもしれませんがけれども、牛久は参事級が5級なんですよ。6級、7級というのは、参事という考え方が違うかもしれませんがけれども、6級が今は理事という形で、7級が部長職、6級が次長職で、5級職が課長、参事職という形になるので、そこがちょっと違うのかなとは思っています。

○荒井委員長 職名の違いはありますけれども、多分、龍ヶ崎市さんでいえば副参事に当たるのかなと、その参事というのは。組合の場合は、課長から、課長は5級なんですけれども、そこから参事に6級へ昇任すると、課長がなくて、いきなり参事に行っちゃうんですね。龍ヶ崎を超えちゃう。龍ヶ崎市に準じるとしているんですけども、それを超えた運用をしていると、そこは是正しないといけないということで提案したものです。

今の給与の話は、2回目以降、また順を追って詳しく説明して御協議いただければなど

思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにかがででしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 ないようでしたら、次の協議に入りたいと思います。

協議事項の3です。新組合設立（3組合の統合・複合化）の目的とスケールメリットについてです。

事前に配付しました資料について、新組合の骨子案の内容については、次回以降の会議から皆様と協議をしていきたいと考えております。今回は、3組合統合の目的とスケールメリットについて、その内容を構成市町村の皆様と共有して、これからの協議を進めていければと考えております。

それでは、資料に沿って、塵芥組合の課長補佐岡野より説明をさせていただきます。

○岡野総務課長補佐 それでは、次第の（3）新組合設立（3組合の統合・複合化）の目的とスケールメリットについて説明させていただきます。

資料の7をお願いいたします。

こちらのほうは、「稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画」というタイトル、名称で、たたき台としてまとめたものであります。

次のページ、目次を見ていただきたいのですが、この計画、中身としましては、1番の概要から始まりまして、2、一部事務組合の現状と課題、ここでは先ほどの説明、資料と重複するところがありますが、3組合の現状と課題を記載しております。また、3、統合・複合化に関する検討としまして、検討体制、検討内容、検討結果をここでまとめているところでありまして、

4、統合・複合化の基本方針としまして、新組合の基本理念、設置時期、手法などを記載しております。本日のこの資料7につきましては、ここまではまとめているところでありまして、また次回の会議に5番以降のところを提示したいと考えております。

5番の統合・複合化の骨子につきましては、現在作成中ですが、その概要となるものは次の資料8としてまとめておりますので、別途御説明をさせていただきたいと思っております。また、ページ数も多いため、ポイントを絞って御説明をさせていただければと思っております。

それでは、1ページ、1の概要、（1）計画策定の趣旨です。

全部読み上げることはしませんが、ここでは一部事務組合の説明、また、この稲敷・龍ヶ崎地方の状況、さらに全国の一部事務組合の状況などを記載しております。それと併せまして、近年の人口減少であったり、新型コロナウイルスなど、そういった社会経済情勢なども記載しております。

特に、こちらの稲敷・龍ヶ崎地方において一部事務組合を設置したのが、一番早いのが塵芥組合、昭和37年ですが、それから58年が今現在経過しておりまして、社会経済情勢などは設置当時と大きく異なっていると考えております。

そのため、ここでのポイントとしましては、下段の「このため」というところになりますが、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合及び稲敷地方広域市町村圏事務組合は、今後も安定した公共サービスを提供するため、そして圏域住民の安全・安心・快適な生活環境の向上を図るため、こちらを目的としまして、この統合の計画を検討しているところであります。

次のページ、2ページをお願いいたします。

(2) 国・茨城県の動向としまして、①国の動向、これはまとめております。主に法改正を中心にまとめていますが、地方自治法であったり、市町村合併、そういった国の動向を記載しております。

ここでのポイントは、中段のところになりますが、国は昭和49年に地方自治法の一部を改正しております。この内容は、これまで一部事務組合を設置したときに、統合するときには同じ構成でないとできませんでしたが、その構成が異なっても統合・複合化することはできる、そういった法改正がこの昭和49年になります。この下のグラフですが、昭和49年までは一部事務組合の設置状況は増加傾向にありましたが、この法改正を踏まえまして、減少傾向に転じております。また、平成10年からの平成の大合併に伴いまして、全国の一部事務組合の設置状況は大きく減少しておりまして、平成30年には1,466、ピーク時が3,039でしたが、約半減しているのが今の現状となっております。

続いて、3ページの②茨城県の動向です。

こちらのほうでは、国の法改正、昭和49年の地方自治法の改正に伴いまして、一部事務組合の再編などを県内市町村へ働きかけを県も行ってしております。それは、茨城県の行財政改革大綱、そういったものも位置づけられておりまして、その結果としまして、中段のところになりますが、平成8年時点では、茨城県内では76の一部事務組合がございましたが、令和3年4月1日時点では、下の表の1-1にありますが、37団体と、こちらも約半減しているのが今の現状となっております。

続きまして、次のページ、4ページをお願いいたします。

ここから、3組合の現状と課題としてまとめているものになります。

(1) 龍ヶ崎地方塵芥処理組合です。

①のほうの概要から始まりまして、5ページの②の組織、こちらの塵芥組合の事務局の組織体制としては、中段の図にもありますが、2課4係、職員数が16人、組合の議員数は15人という現状となっております。

6ページには、塵芥組合の予算・決算、平成30年から令和2年度分までの決算の推移または令和3年度、今年度の予算などを記載しております。主に通常ベースですと、大体13億円ですが、令和2年度には施設の基幹的設備改良工事を行っておりまして、そのときが約30億円と、例年と比較すると令和2年度は突出しているのが現状です。

7ページの④所有施設等です。

ここでのポイントとなるのが、中段の「しかしながら」というところで、先ほどの説明と重複しますが、こちらのほうの塵芥組合の焼却施設については令和13年度が最終稼働年度の見込み、最終処分場については令和16年度末には埋立てが完了する見込みであるため、今後、この施設の更新などについて検討する必要があると考えております。

次の8ページをお願いいたします。

8ページからは、衛生組合の①概要から始まりまして、9ページは、塵芥と同じですが組織、この組織体制は2課1施設3グループ、職員数が15人、組合の議員数が24人。

10ページに予算・決算としまして、衛生組合としては、通常ベース、毎年度の予算ですと大体4億円から5億円程度で、令和2年度につきましては、塵芥組合と同じように基幹的設備の改良工事を行っているため、20億円という状況になっております。

12ページをお願いいたします。

12ページから、稲敷地方広域市町村圏組合のほうを記載しておりまして、①は同じように概要、13ページの②組織としまして、こちらのほうでは、稲広組合の組織として、消防本部と事務局が二つ併記しておりまして、事務局としましては1課2係、下の図にも記載しているとおりであります。全体の職員数としては414人、消防本部に406人、事務局に8人という状況であります。組合の議会の議員数は22人となっております。

14ページが予算・決算、こちらはほぼ毎年同じ大体数字で推移しておりまして、大体40億円ベースで推移しております。

④が所有施設などをまとめているところであります。

16ページをお願いいたします。

こちらのほうは、(4)としまして、3組合の現状と課題のまとめ、総括をしたもの、ポイントとなるところであります。

まず、①概要です。この3組合、龍ヶ崎市に3組合の事務局が設置していることは、よくそうしているため、人事交流や事務レベルでの協議及び情報の共有などが図られる反面、それぞれの組合ごとに管理者及び副管理者を設置するとともに、議会や監査委員などの組織を設ける必要があるため、非効率的な運営の側面を有するものと考えております。

また、17ページの②組織です。

「また」というところからですが、3組合の組織体制の共通としまして、中堅層の職員の割合が多いところです。また、若年層の職員が在籍していない、もしくは少数であるため、年齢構成に大きな偏りが生じている状況であります。そちらのほうは、下の図2-12グラフと表の2-7としてまとめているところであります。

3組合の事務局の職員としては、今現在、合計39人、高齢層と言われるのが15名、中堅層が22名、若年層が2名と、このような形のほうで年齢構成に偏りが出ている状況であります。

次のページ、18ページ、19ページになります。

③予算・決算としまして、3組合の歳入の大半は構成市町村からの分担金で占められているのが現状です。このため、より効果的、効率的な事務処理を行い、構成市町村の財政負担の軽減を図る必要があると考えております。特に、令和2年度の決算としましては、3組合の合計は約90億円という状況になっております。

19ページの④所有施設等です。

こちらのほうは、先ほどの塵芥組合の施設の更新もありましたが、それと併せまして、阿見町では焼却施設が令和14年度、最終処分場が令和15年度、牛久市では焼却施設が令和15年度に、それぞれ更新をほぼ同時期に迎える状況となっております。そういったことから、関係市町村での協議を行いまして、今後の方針を定めることが喫緊の課題であるというふうに考えているところであります。

20ページ、21ページのほうは、参考として載せたところであります。

この一部事務組合を設置して事務処理をしている、もしくは単独で処理している、また今回の3組合内での組合を設置している、いない、そういったものをまとめたページが、こちらの表であります。

22ページをお願いいたします。

今の現状と課題を踏まえまして、3、統合・複合化に関する検討としてまとめているところであります。

まず、(1)検討体制としましては、8市町村長で組織します管理者等会議で協議を行うとともに、統合・複合化の是非の判断を行うことを考えております。

また、この管理者等会議のほうで協議を行うに当たりましては、県内の一部事務組合の事例調査なども行いまして、本日の会議であります経営検討委員会、また、この経営検討委員会に提出に当たりまして、3組合で協議を行う幹部会議、そちらのほうをそれぞれ協議して上に上げていくような形で考えております。また、管理者等会議での協議状況に応じまして、組合の議会であったり、構成市町村の議会、そちらのほうへ報告、協議なども行うことを考えているところであります。

続きまして、23ページの(2)検討内容です。

こちらのほうの検討では、3組合の現状と課題を踏まえまして、統合・複合化の組合せと併せて、統合・複合化した場合のメリット、デメリットはどんなものがあるのか、また統合・複合化しない場合のメリット、デメリットはどのようにあるのかというのを、主なところをまとめたところであります。

案の1としましては、稲広組合と衛生組合二つの組合の統合をした場合、案の2としましては、稲広組合と塵芥組合が統合した場合のメリット、デメリット。

24ページになりますが、案の3としまして、衛生組合と塵芥組合が統合した場合のメリット、デメリット。案の4は、稲広組合、衛生組合、塵芥組合の三つの組合が統合した場合のメリット、デメリットなどをまとめているところであります。

このメリットの中では、総務部門の一元化に伴い、組織体制の充実であったり、財政基盤の強化など、各それぞれに共通するところもありますが、案の4が最もメリットがあるという形のほうで考えております。

そういったことも踏まえまして、25ページの(3)検討結果として、3組合が現状のまま継続するよりも、統合・複合化することで、総務部門などの共通する事務の集約、一元化、また組織体制の充実が図られること、さらに事務作業の効率化及び事務事業などの経費削減に伴いまして、財政基盤の強化が図られること、こういったことから統合・複合化に取り組むことと考えております。

また、2組合が統合するよりも、3組合が統合することで組織体制などが強化されることから、新たな行政課題への対応、こちらのほうは先ほどの説明でもありましたが、ごみ処理の広域化であったり、斎場事務の複合化、こういった行政課題の対応が可能となりまして、圏域住民の利便性の向上が図られる、この計画策定の目的であります圏域住民の利便性の向上が図られることから、3組合の統合・複合化を目指すものと考えているところであります。

最後になります。26ページをお願いします。

4番としまして、統合・複合化の基本方針をまとめております。

(1) 新組合の基本理念としまして、先ほどのメリットとも関連しますが、統合・複合化によるスケールメリットを生かしまして、組織体制の充実、財政基盤の強化及び構成市町村との連携強化を図りまして、複雑多様化する行政需要に総合的かつ機動的に対応することで、圏域住民のサービス向上を図りたいと考えています。

また、下の部分になりますが、新たに設置する新組合は、これからの未来を担う次世代への責務、また新たな取組の受け皿となる組織として、これまでの取組を充実、発展させるとともに、圏域住民の安全安心、そして快適な生活環境を送ることができるよう、新たな行政課題への取組を積極的に推進します。このような形の今現在、基本理念を考えているところであります。

(2) 新組合の設置時期につきましては、今現時点での目標としまして、令和5年4月1日の設置に向けて、協議のほうを行っているところでもあります。

(3) 統合・複合化の手法としましては、3組合の構成市町村は全て異なるため、冒頭にありました地方自治法の一部改正によってできました複合的一部事務組合、そして統合・複合化のほうを進めたいと考えております。

27ページにつきましては、まだこちらのほうは今後作成するところであります。主に、こちらのほうで記載したいと考えている内容は、1番の新組合の事務所をどこに置くのか、2番としまして、新組合の名称は何にするか、3、統合・複合化の手法、ここでの手法とは、三つの組合がありますが、二つの組合を解散して最後に残った一つに吸収するような形にするのか、それとも、3組合全てを解散して新たに一つの組合をつくって統合・複合

化を進めるのか、こういったものについて、ここでまとめたいと考えております。

また、新組合の事務所としまして、冒頭での説明とも重複しますが、ここのほうでは新組合の事務所を龍ヶ崎市役所の附属棟であったり、地下会議室または城南中学校の施設、あとはこの塵芥処理施設と記載しておりますが、あくまで龍ヶ崎市との協議、調整はしてはなりません。3組合の内部での会議の意見として話し合っているものを記載しているところであります。こちらにつきましても、またいろいろと今後調整なども含めてしていきたいというのが、今のところであります。

この後、5番のほうは、資料はありませんが、資料の8としまして、新組合のほうの概要としましてまとめているものがありますので、説明のほうは衛生組合の風見課長に代わります。

○風見参事兼総務課長 それでは、資料の8、新組合（3組合の統合・複合化）の骨子（案）〈概要〉について、御説明をさせていただきます。

こちら4月に各市町村さんのほうにお伺いした際に、骨子案、詳細版、概要版というものを事前配付させていただきましたうちの概要版でございますが、今回お配りしたものは、4月以降、この3組合幹部会議の中で協議を重ね、修正を加えたものになっております。

この骨子案については、先ほど来御説明しておりますように、これから市町村の職員の方々と協議を行うためのたたき台となるものでありますので、今後の協議によって内容をブラッシュアップしていき、最終的に3組合と構成市町村の意見を反映した内容にしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料8の内容につきまして、簡単に御説明いたします。

まず1ページ目、表紙の部分になりますが、こちらには先ほど御説明いたしました3組合統合の目的、3組合の現状、また統合・複合化のメリットについてピックアップしたものを記載しております。

次に、2ページを御覧ください。

こちらからが骨子案の概要と添付資料になっております。

まず、事前配付しているものと項目の順番が入れ替わっております。こちらを修正しております。

次に、内容についてですが、大きく方針が変わった項目が2項目ございまして、まず3ページの4番、職員の給与（案）についてです。

こちらは、事前配付したものには、給料体系を行政職、消防職とも7級制とすることを基本とする案としておりましたが、現在の消防職の8級制の採用につきましては、構成市町村の人事給与担当課長で構成する人事行政委員会での協議を踏まえ、管理者等会議で決定をしていることを考慮し、給料体系については当分の間、現行制度を維持することを基本とする案としております。また、概要版のほうには記載をしておらず、2回目移

行の会議の中で改めて御協議いただきたいと思っております地域手当に関してです。地域手当に関しましては、行政職職員は龍ヶ崎市に準じた支給率、消防職職員は当分の間、現行の支給率での支給とすることを基本とする案としております。

よって、行政職職員と消防職職員との間で支給率に格差が生じておりますが、この点につきましては、その改善に向けて行財政改革に積極的に取り組み、その財源の確保に努めるとともに、構成市町村の理解と協力の下、地域手当の在り方を引き続き検討していくという案となっております。

続きまして、5ページを御覧ください。

11、施設の運転業務の外部委託（案）についてでございます。

事前配付したものでは、し尿処理施設運転管理の外部委託については、新組合設立後、意思決定が正式になされた後、1年から2年の準備期間を設けて全面的に移行させるというような案となっておりますが、現在、し尿処理施設の運転管理に携わる職員の定年までの在職期間などを考慮いたしまして、し尿処理施設の運転業務は、直営と外部委託のコストなどに関する比較を行い、その是非を判断するという案といたしました。

以上の2点が大きく変わったところでございます。

そのほか、同じ5ページの次の12でございます。

新組合管理運営システムの構築（案）については、事前配付したものと事実と異なる部分がございますので、そちらを修正しております。具体的には、稲広組合さんのシステムの構築状況の部分修正しております。

また、こちらは先ほどの説明と重複いたしますが、6ページを御覧ください。

新組合の事務所候補として、幾つかの施設を明記しておりますが、こちらは龍ヶ崎市さんと事前の調整などは行っておりません。あくまでも3組合の案として記載したものとなっております。

そのほかの項目については、大きく変わったところはございません。次回以降の会議で各項目について御協議をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○荒井委員長 ただいま説明のほう終わりましたけれども、何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○大貫龍ヶ崎市財政課長 龍ヶ崎市です。ただいま説明いただきまして、先ほど牛久市さんの質問ともちょっとあれなんですけど、今の御説明を聞くと、事務職のほうは給料体系、龍ヶ崎市に準じるというような形でいくというようなことの御説明、結論だったと思うんですが、体制が龍ヶ崎市ですが、今見せていただいた資料7の各組合の現状と課題というところを、その人件費といいますか、職務職階の年齢層とかの表がございますけれども、これを拝見いたしますと、制度は龍ヶ崎市に準じるということなんですけど、格付といいま

すか、昇任・昇格のスピードというか、年齢層というのが龍ヶ崎市よりかなり早いところが見受けられるというようなことで、制度を、多分ほかの市町村さんよりも早いんじゃないかという気はするんですけども、含めても早いような気がするんですけども、制度を統一していただくのは非常にいいことだとは思いますが、この表の運用面についても一段踏み込んでいただきたいというのが、要望がてらお願いしておきたいと思います。

あと、この資料で、一番最初の議題で追加されました、協議事項の中のごみ処理の広域化と斎場事務の複合化というのは入ってきて、要綱改正を行ったということでございまして、そういったしますと、今の3組合が統合した、プラス、ごみ処理の広域化と斎場事務の複合化、そこまで行った形が最終形というようなイメージ、最終的な目標というか、目指すべき姿というふうになって、その第一弾として現行の3組合の統合があるというような理解でよろしいのでしょうか。

○荒井委員長 まず、何といても、今の3組合、これを一つにまとめたいと、それが最優先です。その一つにまとまった後、新たな広域的な取組として、ごみ処理の広域化、そして斎場事務、やはり圏域内にも幾つかございますので、その辺も一緒に処理できないかということがその次の段階で、最終的には江戸崎衛生土木組合、そちらさんとの合流ができないかどうか、そこが最終的なポイントになるのかなと思っています。

○大貫龍ヶ崎市財政課長 直面する課題というのは、やはり3組合ということなんですけれども。

○荒井委員長 まずは3組合の統合を、すぐにでも実現できればなと思っています。

○大貫龍ヶ崎市財政課長 そうすると、今の資料7なんですけれども、資料7の統合・複合化の基本方針とか、この辺の整理は、25、26あたりのところで、最終形のイメージですか目指すべき姿みたいところがちょっと見づらい。これだと、本当に3組合を統合することだけに言及がされていて、広域化ですとか複合化、ごみ、斎場の広域化、複合化という部分が将来目指すべき姿ですとか、やっていますよみたいところが、ちょっとなかなか読みづらい、読み取れないと思います。なので、その辺うまく修正していただければと思うんですが、よろしく願いいたします。

○荒井委員長 今御意見を頂いたようなことでこちらのほうも考えておりますので、資料のほうも、そのステップ1、2、3、例えばの話ですけども、そういった形で最終的な形というものを分かりやすく、見えやすく資料のほうに反映させていきたいと思っています。

○大貫龍ヶ崎市財政課長 よろしく願いします。

○菅野美浦村企画財政課長 関連。うちの首長のほうから話が出て、それが入ったのは経緯も全部知っていた上の話として、今、龍ヶ崎市さんのほうから出たように、今日の資料を読んだ限りでは私も同じ意見で、取りあえず三つくっつけますよ、あとは、どうなるか分からないけど一応書きましたとしか見えないんですね、今日の資料で。

今、龍ヶ崎市さん言われたように、最終的にそれを目的にしてやるのか、ただ三つくっ

つけて、できたらほかもやるのか、結構これ、あからさまに分かっちゃ資料、今日読んだだけでも分かります。読み込んでもないし。それって、このまま管理者会議かけたら、俺は通らないと思うんですよ。読んだら、分かっちゃうから。ちゃんと書かないと。

○荒井委員長 今、龍ヶ崎市さんから申し上げた内容で修正したもの、時間ないんですけれども。

○菅野美浦村企画財政課長 そうですよ。時間ないですよ。

○荒井委員長 時間ないんですけれども、そこは組み入れて管理者等会議に諮っていきたいなと思っています。

○菅野美浦村企画財政課長 最初から私言っているように、三つだけでも賛成なんですけれども、三つやる場合には徹底的に総務費を削りますと、そういう担保であれば、美浦だって賛成はするんですけれども、それも入っていないし。人件費で、龍ヶ崎市さん、しかも上のほうの話は、我々下から地域手当も出ない市町村は、眺めるだけの話なんですけれども、それはどうでもいいけれども、目指すものが見えない。私が聞いていたものと違うなと思って、今のお話ね。

○荒井委員長 コストに関しては、菅野さん、大分……。

○菅野美浦村企画財政課長 何のためにやっているのか分からない。

○荒井委員長 はい。その辺は、今日の資料のほうには載っていないんですけれども……。

○菅野美浦村企画財政課長 いやいやいや、それは違うと思うんですよ。大きな三つの組合が一つになるって、これ、そこも書いていないんですけれども、持たれる人の数も財産も桁違いになってくるわけですよ。

下手したら、もともとそうなんですけれども、うちの財産規模なんかより圧倒的に人は増えるは、持つ財産も多いは、転がす予算も多いは、美浦なんかはもう本当に、当然構成市町村の端くれですからあれなんですけれども、負担金、分賦金出しながら、上のほうできれいに回っていただければ、それに越したことはないんですけれども、合併するのであれば、目的は何かといえ、きちんとした全体の総務費を下げ、当然部門は、消防をはじめ、塵芥だって急に下がるはずがないので、そこは我々もそう思っていますけれども、総務部門に関してはきちんとした削減の目標値、それを記載していただかないと、我々だって議員さんに御説明する必要がありますので、分かりやすくやっていただけると、やっぱり何目指すか明確にしていだかないと、これだと本当に3組合統合してちゃんちゃんですよ。中の市町だけがちょっと楽になるかなというふうにはしか見えない。

もううちの議員さんもしっかりそう言っていますので、そういうふうに俺もしたくないので、ちゃんと書いていただければ、いやいや、そうじゃなくて、合併することによって、これだけ美浦村のメリットがあるというふうな資料にならないと、何のために合併するんですか、その後どうするんですか、最終的には、これは衛生組合、うちのほうは衛生土木も含めて、阿見、牛久の斎場まで全部含めて一緒になるから、全体のスケールメリットは

これだけ出てくるんですよと、だったらやったほうがいいじゃないですかと言えますから、そういうふうになってくれないと困る。

○荒井委員長 菅野さんおっしゃっていただいたようなことを、まさにそのとおりだと思っていますので、その辺が伝わるように資料のほうを、できれば。ただ、数字入れるのが、なかなか今のところはっきりしていない。

○菅野美浦村企画財政課長 先例はないんですか。恐らく、ここを出す、つくる数字ってすごい難しくて、幾つかお調べになっているようですけども、過去に合併した一部事務組合なんてもういっぱい出てきていますから、そこが統合で一本になったことで、例えば5%でも3%でも総務費が下がっているんですよというのは、すごい大きなことだと思うんですよ。そういうのがあれば、我々も、やることによって、少なくともそこを目指しますと書いていただければいいので。別に、何億円下げて、各市町村の分賦金はこれだけ安くなりますと書いてくれとは言っていないです。それは調べられると思いますよ。

○荒井委員長 はい。数字のほうも、ちょっとお時間を頂くことになるかと思いますが、その辺、明確に示せるように……。

○菅野美浦村企画財政課長 市町村議会やるときまでには欲しいです。市町村議会と協議するまでに。上のほうで管理者会議とか、組合さんがやられるときはこのまま行けるかもしれないんですけども、市町村議会に落としたときには、恐らくそれ以外に決め手はないので、やっぱり一部事務組合って、事務を共同でやってコストを削減していますよ、その代わり分賦金はお支払いしていますよという仕組みなので、そこが明確、合併することによって何がよろしいのかといえ、そこしかないの、そこをよく書いていただかないと。

○荒井委員長 そうですね。そこら辺が一番敏感なところだと思っているので、資料のほうに反映できるように取り組んでいきます。

○菅野美浦村企画財政課長 そうですね。イメージでもいいから。

○荒井委員長 イメージでいいですか。

○菅野美浦村企画財政課長 先例しかないです。自分たちは、やってみないと分からないもん。ただ、目指すところがはっきりすれば、手段が見えてきますから、そのためにどうしていくかという話でしょうから。

○荒井委員長 その辺は、御相談を皆さんとさせていただきながら用意していければなど。当然、構成市町村の議会にも、それは最後にちょっと……。

○菅野美浦村企画財政課長 そうです。やらないと絶対駄目ですから。

○荒井委員長 その辺も、うちのほうでやりたいと思っています。御協力いただければなと思っています。

○菅野美浦村企画財政課長 やることは全然賛成なんです、基本的に。

○荒井委員長 分かりました。

そのほかいかがでしょうか。

牛久市さん。

○糸賀牛久市財政課長 先ほどの基本方針の中で、将来構想として斎場であったり、クリーンセンターが入るのは分かるんですけども、その辺というのは、どの辺までこれに盛り込むんですかね。

というのは、斎場とクリーンセンターって、当時、牛久市の場合は、単独でクリーンセンターをやっているというのはかなりデリケートな問題で、それが地域住民に今の時点で分かった場合に、相当な反対運動が起こる場合も考えられるんですね。斎場の場合は、阿見さんと牛久でやっているというのも、その当時、相当苦勞してなされているのに、ここでは、3組合、今回統合するというのは、以前からそういうことで分かるんですけども、今回の基本方針でそこまでの、さっき中山管理者のほうの、市長のほうの話はありましたけれども、そこまでやっぱり含んでいるんですかね。そうすると、もうそういうふうには、牛久市で何も地域に話していない段階で、そういう話を先行して入れるときに、それでいいのかなという、ちょっと疑問があるんです。

○荒井委員長 ごみ処理に関しては、やはり地元住民を抱えていますので、非常にデリケートな部分があるのは承知しています。ですが、管理者等会議の議事録を御覧になったと思うんですが、牛久市さん、根本市長さんも、一つの取組としてその広域化を進めていくことについては賛成をなさったと認識しておりますので、その辺は市町村さんと協議をしながら、組合としても一緒になって取り組んでいけたらなと思っていますけれども。

ただ、あと阿見町さんもそうなんですけれども、組合と関係する市町村とも将来に向けた議論も必要でしょうし、あとは関係する自治体さん同士の、企画財政もそうですけれども、環境担当の方々との連携なども必要ですし、いきなりそこにはやはり行けないと思うんですよ。やっぱり事前の備えといいますか、準備といいますか、やっぱり意識の統一、認識の統一、そういったものが各自自治体間でできていないと前になかなか進まないんじゃないかと思います。その辺を解消していけるような新たな取組をできればなと思っています。その取組というのは、やはり連絡協議会というものを組織を、幾つかの関連する自治体さんでつくって、情報も共有していく、その取組についての共通認識を持って、そういったところから始まるのかなと思っています。

館林衛生施設組合さん、今現在ではやっていますけれども、やはり十数年かけて、ごみ処理のほうを一つにまとめたという先行事例もございます。やはり一つ一つ段階を踏んでやっていますね。事務屋さん同士の研究会の発足から少しずつ範囲を広めて、地元を取り込んだ協議会レベルの組織を立ち上げて、地元住民を巻き込んだそういった議論をしながら計画をつくって一つにしていく、当然そこには専門家の方々も入った協議会というものをまた別につくっていますし、これは時間をかけてやっていくことになろうかなと思っています。だから、地元住民抜きではできないと思います。

○糸賀牛久市財政課長　そうですね。急に言葉が出ること自体が、この時点で大丈夫なのかと。市長のほうは確かに賛成しているというのは、よく私も分かってはいましたけれども、この時点で3組合の統合というところが進んでいる中で、急にそれが言葉として出た場合に、今おっしゃっていただいたように、地元住民のほうの反応が厳しいのかなというのは懸念される場所なので、ぜひそういったことも考慮していただいて、この基本方針のほうを直す場合には、ちょっと考えていただければとは思っています。よろしくお祈りします。

○荒井委員長　はい。どうぞ。

○濱田稲敷市企画財政課長　先ほど、目標、目的の話であるとか、今住民の方のお話なんかも出たんですけれども、私も今回から参加させてもらっているんで、ちょっとピント外れているところもあるのかもしれないんですけども、見ていると、スケールメリットで、要は、お金とか経済性とか効率性のお話をやっているんですけども、結局、先ほどの衛生土木まで含めたものをやるのかというようなお話もあったんですけども、トータルで、この地域のごみ処理行政なり、もっと広く言えば環境行政なり、稲広さんでいえば圏域の安心安全機能をどうするかという、その対住民を考えたときに、今回の3組合さんが一緒になったり、その後、我々、衛生土木組合なんかと一緒になったときに、市民の方々に対して、どういうこの地域はそういう分野でサービスを提供するのかというところがちょっとよく分からないのかなと。何か一緒にするのありき、スケールメリットも何となくお金が中心になっていて、どうも市民不在といいますか、この地域、圏域の住民の方に対して、こういうものを提供するのと一緒にしますというのが本来筋であって、どちらかという、我々は、行政のほうは裏方の人間ですから、どうしてもこういう議論になりがちのような気はするんですけども、やっぱり本来的には、基本そういう組立てになってくるのかなというところで、やはり今後進めていく中では、今出たお話なんかは対住民の方に、地元の方もいらっしゃいますし、ここから離れたところに住んでいる方もいますし、当然こういうところは、言葉はあれですけども、いわゆる迷惑施設なところで大変御苦労されているところだとは思いますが、そういった大義も併せてつくっていかないと、なかなかずっと金とかそこだけの議論だけで、当然それは大事なことなんだと思うんですけども、それだけで終始してしまうと、本来のサービスとしての対住民の方に対する説明責任であったり提供するサービスの部分がないと、やっぱりどこかでつまづいてきちゃうところがあるのかなという気がして、大事なものは、冒頭、中山さんのほうから御挨拶あったように、この地域全体を考えて必要なんだろうというのは我々も認識するところなんですけれども、その辺の組立てというのは、ちょっと市民目線のほうも入れていかないとなかなかこの先厳しいところも出てきちゃうのかなというところも感じたので、ちょっとその部分が、これも統合・複合化計画なので当然そういう中身にはなってくるんだと思うんですけども、SDGsであったり環境系の話はいろいろ出ている中なので、そういう

のも併せて、将来的にはこういう地域を目指しているというところも示しながら進めていくことは、一方では必要なのかなというのをちょっと感じたところでございます。ちょっとピントが外れているかもしれませんが、それを感じたところです。

○荒井委員長 ありがとうございます。なかなかこういった圏域内の住民の方々に対して、よりよい行政サービスという、よくなるんですよと、新たな行政サービスもできるんですよと、そういったものを伝えられるような何か住民への伝え方といいますか、その辺もやはり目に見える形でまとまっていけばなと思うんですけれども、やはり一部事務組合だけではこれは限界があるんですね。だから、地域地域、市町村単位で実情が全然違うので、そこはやはり市町村さんの御協力も得ながら、一緒になって考えてもらえればなと思うんですけれども。

○菅野美浦村企画財政課長 本来、一部事務組合さんをお願いしている仕事って、各市町村がやる仕事なわけじゃないですか、大前提として。それを広域でやったほうが、当然いいサービス、住民に対していいサービスを提供することができるから、じゃあ一緒になってやりましょうというのが、一部事務組合だったり広域行政、広域連携も含めてですけれども。

一部事務組合の中には、本当に業務を集めて効率よくやりましょうという趣旨の消防だったり塵芥だったり、衛生であったりというプロの集まり、そこに行政の仕事まで全部全体を見てやってねというのはすごい難しいと思いますので、今、委員長おっしゃったように、各市町村が、じゃあ一部事務組合でこういうことをこういうふうにやりましょうと、こっちサイドから言わないと、それは大変だと思うので、これを書くにしても、そういうふうに関根の濱田課長が言われたような理念も語っておいた上で、各市町村が単独でできないものを一部事務組合として、これをちょっとみんなでやりましょうというものを今はまとめようとしているわけですから、そのロジックというものを組み立てていけば、きれいな計画になってくる。最終的に目指すのはここですよということやれば、この計画の完成が出てくると思いますので、今、濱田課長が言われたようなことを入れながら、かつ効率よくやっていただければいいかなと。本来だったら、自分らがやらなきゃならないことをお願いする立場ですから、そこを。

○荒井委員長 ありがとうございます。

あと、どうでしょうか、いかがでしょうか、御意見等、何でも結構ですけれども。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 よろしいですか。それでは、先に進めさせていただきます。

協議事項の4です。今後のスケジュールについてです。

今年度、これからの取組について、3組合の案としてスケジュールを作成いたしました。日付などは予定のものもございますが、大まかなスケジュールについても皆様と共有、確認をしていきたいと思っております。

それでは、内容について説明をさせていただきます。

○**風見参事兼総務課長** それでは、3組合の統合に向けた今後のスケジュールについて、簡単に御説明をさせていただきます。

資料のほうは9、資料の9を御覧いただきたいと思います。

このスケジュールは、3組合の統合に向けた今年度の会議などの日程と予定している議題について記載しておりますが、7月後半からの日にち、日付が入っているものがございますけれども、これにつきましては、こちらの案として一方的に入れさせたものでございますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、順に説明をさせていただきます。

1ページからです。

まず、7月2日、今日です、本日の経営検討委員会でございます。

次に、7月7日及び7月9日には、3組合それぞれで議会全員協議会を開催しまして、先ほど御説明させていただきました資料8の新組合の骨子案の概要、こちらを使用しまして、3組合の統合について議会のほうに御説明を行う予定でございます。

次に、7月12日には衛生組合の管理者等会議を開催し、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（たたき台）、こちらの内容について御協議をいただきたいと思っております。また、ごみ処理の広域化ですとか、斎場事務の複合化の今年度の取組の報告や、統合の手法、新組合の名称、事務所の場所などについても協議していきたいと考えておるところでございます。

管理者等会議終了後、その協議内容の確認ということで、7月15日に3組合の幹部会議のほうを開催したいと思っております。

次に、7月21日には、またこれも3組合の経営検討委員会を開催し、構成市町村の皆様と稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（たたき台）の内容についての協議をしていきたいと考えているところでございます。

次でございます。7月下旬から8月上旬にかけてまして、各市町村におきまして、議会全員協議会を開催をしていただき、そこで3組合の統合について御説明をさせていただきたいと考えております。

説明につきましては、組合の事務局が各市町村にお邪魔をさせていただき、御説明をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。こちらは日程調整、各市町村、事情があるかと思いますが、よろしく申し上げます。日程調整した結果につきましては、衛生組合の総務課のほうに御連絡をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、2ページ目になります。

中段です。8月18日には、3組合の統合に向けた職員向けの研修会を実施したいと思っております。研修の内容につきましては、こちらに幾つか記載をしておりますが、主に実務

と手続に関する内容が中心になる研修だと思っております。こちらの研修につきましては、3組合の職員はもちろんですが、構成市町村の職員の方も出席していただければと考えておりますが、人数の都合などもございます。後日、衛生組合のほうから各市町村のほうに改めて御連絡をさせていただきたいと考えております。

次に、9月以降は、3組合経営検討幹部会議、また3組合の経営検討委員会、さらに管理者等会議を定期的開催いたしまして、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画についての協議を進めていき、年が明けまして1月27日の管理者等会議において、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画の内容について、最終決定をしていただきたいと思いますと考えております。

その後、年明けの2月までに、最終決定された稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画につきまして、3組合の議会及び構成市町村の議会へ御報告、御説明をしたいと考えているところでございます。

スケジュールに関しては以上でございます。

○荒井委員長 ただいまスケジュールのほうを説明いたしましたが、まず、次回の3組合経営検討委員会の日程ですが、7月21日に開催したいと思っておりますが、こちらの都合で設定した日にちなんで、皆さんいかがでしょうか。21日は、できれば今日と同じように午後開催、できればの話ですけれども。

どうぞ。

○濱田稲敷市企画財政課長 実は、7月21日って、稲敷市のほうは議会の全協の日なんですよ。その後の構成市町村の全協のほうの説明のスケジュールもあるんですけれども、その辺は……。

○荒井委員長 3組合の議会に、7日と9日に説明を予定していますので、できれば間を置かないで、市町村の議会のほうにも説明をしていったほうがよいのではないかとということで、大変窮屈な日程になっているんですけれども、できれば8月のお盆前に説明していきたいなど。盆過ぎると、今度は9月議会の準備のほうで皆さん忙しくなってしまうのかなと思ひまして、そういうことで、この7月下旬から8月中旬にかけてということで、今提案したところなんですけれども。

○濱田稲敷市企画財政課長 そうすると、皆さん、定例的な全協がこの間で、こちらの案件で日程調整をするという……。

○荒井委員長 この内容で、今市町村さんと協議をしていますという取りあえず中間報告ですかね。初めて説明する内容になってしまうんですが、ただ、組合議員さんからその間に説明も、ほかの議員さんに行く可能性もあるんですけれども。ただ、きちっとやはり出向いて説明すべきであろうということで、その日程のほうを入れさせていただきました。

○彦坂取手市政策推進課長 再確認なんですけど、そうしましたら、8月のできればお盆前までに、今回の各市町村において、今出席している職員のほうと議会、事務局のほうと議

会のほうと調整をして、全協の日程を定めて、こちらに連絡をするということですよ。

○荒井委員長 そうです。はい。

○彦坂取手市政策推進課長 お盆前でということだと、かなり日程的にタイトで、8市町村ありまして、日程どうしてもここでしか取れないということ、かぶっちゃった場合でも、組合さんのほうではそれぞれ対応していただけるということですか。

○荒井委員長 その場合は、分散で行くしかないかなと思っています。

○糸賀牛久市財政課長 8月上旬までの全協じゃないとまずいんですかね。というのは、8月後半には、9月議会の全員協議会がもう日程的に決まっています、もう一度それは、その前に全協を開くという形になるんですかね。

○荒井委員長 議会関連での全協を開催が予定されていると。

○糸賀牛久市財政課長 そうなんです。議会全員協議会って、基本的に任意な協議会だと思いますけれども、必ず定例議会前は開くというのが牛久市のほうでは慣例になっています、大体議会の告示日、うちのほうではなっているんですね。その午前中からになっているんですけれども、その前に、別に全員協議会を開くという形になるんですけれども。

○荒井委員長 そうすると、その間隔がどうしてもですよ。

○糸賀牛久市財政課長 それもありますし、全員協議会という形を取らざるを得ないのか、この間の県南水道さんだと、今回料金改定があるのに、議会に申入れをしたのか、ちょっと自分のほうでも分からないんですけれども、議員さん全員集まって勉強会を開いたような形はあるんですが。

○荒井委員長 あときは、龍ヶ崎もそうだったらしいんですが、料金改定について説明の要請を求めたと、県南水道の職員さんが、龍ヶ崎市議会の全協のほうに出向いて説明をしたというふうに聞いています。

○濱田稲敷市企画財政課長 ちょっと本音を言えば、自分のところの話だけで恐縮なんですけれども、毎月、議会のない月の20日前後は全協のほうを定期的にやっているの、そうすると、その7月分がちょうど7月21日で、その次だと8月の、今、牛久市さんが言ったように9月議会の事前説明なんかもあるので、8月20日頃にはあるか、だから、その間で組んでほしいという前提で考えると、またそれ以外に、また全協をその間で開いてほしいということの理解でいいんですか。

○荒井委員長 になってしまいますね。9月議会前で組むと、議会関連で全協を開くというのが慣例になっているとすると、どこの市町村さんも大体時期的に重なるのかなというふうに思いますし、そういう中で、ちょっと説明がうちのほうでできるのかなというのが心配です。

○彦坂取手市政策推進課長 時間的には、どのぐらいを予定されているんですか。この全協を開催して、そちらが来ていただいて説明をする時間なんです。

○荒井委員長 説明時間は30分程度かなと。あと質疑……。

○彦坂取手市政策推進課長 例えなんですが、どちらの市町村さんも通常の定例会に合わせて全協をどのくらい前、うちなんかは例えば当日とか前日なんですが、全協を必ず開催するんですね。そうすると、そちらのほうを配慮していただいて、お盆前にということまで今お考えなんだと思うんですが、そうすると、お盆前に一回やって、9月議会前にまたやってということで、全協は全協で、しかも8月のお盆前に今からタイトな日程の中で調整して集まっていたら、またそういう定例会の全協もあってという、例えば定例会の全協のほうで来てくださいというふうになった場合は、そちらに来ていただいて御説明いただくということも可能ですか。

○荒井委員長 可能は可能です。ただ、重ならなければいいなとは思いますが。8市町村さん、大体同時期かなと思っていますので。分散してやるということになるんですけども。

○菅野美浦村企画財政課長 大体もう恐らくどの課長さんも、いつ頃全協が入るかって頭入っているから、変な話、調べようと思えば調べられるんですけども、うちだって分かるし。

○荒井委員長 そうですか。大体、全協日程分かります、9月定例会の。

○菅野美浦村企画財政課長 うちはず上程後は全協になるので。必ずその9月議会前にやらなければならないじゃなくて、取りあえずかぶりたくないから、間にやりたいということですか。

○荒井委員長 そうです。間を置きたくない。

○菅野美浦村企画財政課長 各市町村が、議会の頭のほうでやる、あるいは前にやる全協を皆さん予定しているわけだから、そこに入れさせていただいて、かぶらなければいいけれども、かぶったところをうまく調整していくという形にしたほうが……。

○彦坂取手市政策推進課長 効率いいですよ。

○菅野美浦村企画財政課長 うん。もう必ず全協は、どこもやるわけだから。あえて全協を設定してもらうとなると、各課長がこれから議会事務局に頭を下げに行って、執行部も全部集めるしかないでしょう、全協だと。

○彦坂取手市政策推進課長 そうですよね。

○菅野美浦村企画財政課長 そこはなかなか大変ですよ。

○荒井委員長 何かの抱き合わせでね、ちょこっと行って説明するということは……。

○菅野美浦村企画財政課長 内容が抱き合わせでできる内容じゃないじゃないですか、必ず質疑出ますよ。

○荒井委員長 出ますね。

○菅野美浦村企画財政課長 であれば、各市町村の議会定例会の9月定例会のときの前なのか、後なんかにある全協に、まずスケジュールを確認していただいて、ぶつからなければ、もうそこ、そこ、そこって決めていっちゃって、ぶつかったところだけ議会とその当該二つの市町村で調整をして、三つで調整すれば、まさか三つは、結構ばらばらだと思う

んですよ。

○荒井委員長 じゃあ、いいですかね、そのような形で対応していただいて。

〔「そのほうがありがたいです」との声あり〕

○荒井委員長 では、日程のほうを調べさせていただいて、それで連絡のほうをして、出向いて説明のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○糸賀牛久市財政課長 ごめんなさい。それで、1点ちょっとお願いがあって、そのときの全員協議会で話す内容というのは、例えばうちでいえば、全員協議会でかける内容、議案とかそういうのを含めて庁議というのを開いているんです。庁議のときも、市執行部、それは市長以下、部長を全部含むので、そのときに説明というのは市執行部側には可能なんですよ。

要するに、市執行部が知らない中で議員さんに説明するというのがあり得るのかなと。議員さんありきだと、市のトップは知っています、市長のほうは、首長は知っているとしても、副市長以下、各部長が知らない中で出す全協の案件ってないんですよ。

○菅野美浦村企画財政課長 どこも一緒ですよ。だから、少なくとも庁議のときに、来て説明してくれ、誰か1人ということがあり得るかは別にしても、その全協で使う資料は完璧に出来上がっていて、それを諮れるという前提じゃないと全協案件にはなっていないから。

○糸賀牛久市財政課長 多分そこが、うちはお盆明けなんですよ。

○荒井委員長 お盆明け。

○糸賀牛久市財政課長 明けで、うちは、はっきりもう9月議会は24日って決まっているんですけども、8月24日に全協が決まっていまして、その1週間前ぐらいの庁議に諮るという形なので、そのときにやっぱりかけないと、そもそも執行部が知らない中で、多分どこの市町村もそうっちゃうと思うんですけども、議員さんありきの全協という、市執行部なしというのはあり得ないのかなと。

○菅野美浦村企画財政課長 今の牛久市さんの場面だったら、資料はできていなきゃおかしいですよ、そのタイミングで。

○荒井委員長 そうですね。

○菅野美浦村企画財政課長 そのときに、牛久市さんのほうで、誰か1人来て説明してと言うのか、その資料をもらって、今日出席されている方々、課長の方々が執行部に説明するのはばらばらでしょうけれども、そこはやっていただかなきゃ駄目だと思うんですよ。

○荒井委員長 今日来ている課長さん方で対応もしできるのであれば、それでまず庁議のほうで説明してもらおうのもありですか。

○彦坂取手市政策推進課長 資料的に、例えばこの量を庁議に諮って、我々が、今日ここに集まっているメンバーが庁議のほうで説明というのはかなり難しいのかなという気は。

○菅野美浦村企画財政課長 この上に、もう一枚。

○濱田稲敷市企画財政課長 ペらいちで、読んで説明しちゃいますよ。

○菅野美浦村企画財政課長 国のよく資料なんかで、ポンチ絵とか、1ページ、2ページぐらい、それがあって、こういう資料がくっついていきますから、庁議にかけるときなんて、説明はこっちですよ。

○彦坂取手市政策推進課長 このままっていうわけでは、ちょっと。

○菅野美浦村企画財政課長 そうですね。

○濱田稲敷市企画財政課長 あれはどうなっている、これはどうなったというところの、我々の知識で対応可能なのかというところもあるので。

○糸賀牛久市財政課長 そもそも担当課って、実際、一部事務組合の担当課ってあるじゃないですか。うちでいえば、衛生であったら廃棄物対策課、そういうところが知らないままでそういったものやっついていいかという疑問も、確かに財政部門とか企画部門がここに参加しているとは思いますが、そこが知らない中で全協にかけたり、執行部の上に説明したりというのも、今後の多分議会对応とか、そういったものになると、こっち側になるのか、そちらの担当になるかという話も出てきますので。

○菅野美浦村企画財政課長 この衛生組合の経営検討会議でも随時途中経過を説明されているので、例えばうちでいえば、環境課が知らないかという、環境課も知っているはいらという状況だけれども、今おっしゃられたように誰が答弁するのっていう。

○糸賀牛久市財政課長 最終的なものというのが、そこに例えばこの間も衛生組合に自分も出まして、担当課長も出ましたけれども、そのものは分かる、じゃあ、ほかの部分と三つそれを統合した場合はこうなるというのがイメージできていないというのはあるのかなと思います。

○菅野美浦村企画財政課長 結構幅が広い仕事ですから、担当課もみんなばらばらなわけじゃないですか。最低、消防とごみと衛生と三つあるわけですから、最低。そのほかにいろいろありますし、研修もあるし、そうなってくると担当課長がもっと要るよという話。部長だって1人じゃないですから。作戦会議したほうがいいですよ。議会での説明にしても。

○荒井委員長 我々の思いとしては、もう特定の議員さんだけ知っていて、ほかの議員さんは知らないという状況はちょっとまずいという、そっちへどうしても頭が行っちゃって、その辺も市町村さんの実情、そういったものを抜きにして提案してしまっているんですけども。

○彦坂取手市政策推進課長 構成市が多いですからね。

○菅野美浦村企画財政課長 そうなんです。答弁は、各、うちだと部長がやるんですけども、そこだってよほどすり合わせをしとかなきゃならない。全協だったら、もう結構、課長が答えちゃったりしますけれども。一度、拡大会議みたいなのをやったほうがいいんじゃないですか、入りきらないかもしれない。

○荒井委員長 ちょっとこれは検討させてください。時間ちょっと間を置いてもいいということであれば、長いスパンで、例えば9月議会終わってからでもいいのかなとか。

○菅野美浦村企画財政課長 各組合の全協でどういうしゃべり方をするかだと思えますよ。でも、その方向で行きますって言っちゃうのか、今こういうふうに関今年勉強会をして、こういうところまで来ていますと言うのかで、どうやったって議会に漏れますでしょうけれども、漏れ方も違うでしょうし。

○荒井委員長 間違っても決まったということは、決してまずいと思いますので。

○菅野美浦村企画財政課長 戻すようで申し訳ないんですけども、牛久市さん心配している塵芥のことなんですけれども、この資料の書きぶりだと、もう広域化と書いてあるじゃないですか。いきなり広域って、すごいハードル私も高いと思っています、少なくとも災害時の広域化とか。塵芥、ごみ処理の広域化というのは、今の段階でやってもやっぱり駄目になっちゃうと思いますよ。

牛久市さんと阿見さんは単独でやられていますから、それをいきなり広域化って、ええ、うち単独でやっているしという、さっきの話じゃないですけども、広域化を広げようとしているわけですから、一つまとめて、だから市単独でやっている事業がある部分に関しては、やっぱりトーンを落としたしゃべりぶりというか、災害時の広域化、これはもう国も県も言っていることですから、災害時の広域化を円滑にするための云々ということまで、当面は今の体制を維持するというぐらいの、よほどトーンダウンして書いておかないと、ただ、いずれ一つの大きな広域化にできるわけだから、そこで災害時の広域化の計画をつくる流れの中で、リプレースのときに、じゃあお話をしていましようかというぐらいにしていかないと、本当に牛久市さん、阿見さんはカリカリされると思いますよ。龍ヶ崎だって、そうだし。やっぱりごみは相当今までありましたから。

ただ、災害時の広域化は、もう絶対これは避けて通れないので、受け皿として、うちの今回つくる広域化があるのであれば、それは非常にいいことだと思うので。すみません、これは個人的な意見。

他市町村に持ち込むと言って、どうぞどうぞと言う市民は誰もいないですよ。それを前提に進めるしかない。

○彦坂取手市政策推進課長 これは、スケジュール的には今年度に全体的に計画、統合しますよまで、かっちり固めるというスケジュールで大体つくられている。

○荒井委員長 そうですね。こっちの都合ですけども。

○彦坂取手市政策推進課長 いえいえ。ただ、その場合、再確認にはなるんですが、そうしましたら、全協やその前段で庁議などを各市町村が行う際の説明、庁議での説明する場合に、全協の調整というのは、すみません、いろいろと話が前後したんですが、事務局さんのほうで、各市の議会のスケジュール、議会事務局のほうとも確認した上で調整していただいて、バッティングするところだけについては再調整をするということによいのか、

少なくとも、その前段で庁議などが必要だと、その際の資料というのでも改めてお送りいただくのか、そういう形で対応いただけるのかって、そこをちょっとかっちりとさせていただきたいのが1点と、もう一つは、今もいろいろと細かいので、構成市の企画財政担当課長さんが集まっているいろいろな御意見出ているんですが、非常にもうそれぞれの組合の全協が来週には開かれるという中で、直すのも非常に難しいですし、直した結果、こうなりましたというのを、こういった場で確認することもできないまま全協に入られるというような形になるかと思うんですが、スケジュール的にかなり厳しくないですかというのが正直なところなんです。

○荒井委員長 非常に厳しいです。

○彦坂取手市政策推進課長 厳しいですよ。

○荒井委員長 ええ。もう少しゆとりがあってもいいのかなとか思いつつも、あまりやはり7日、9日という部分はもう動かせない。今日話した内容については、その議員さん方には伝わっていきますので、何とかしたいなということでの提案だったんですけども、日程については。

○彦坂取手市政策推進課長 そこによっては、もう本当に極端な話、ここはじゃあ一月延ばしましょうとかということであれば、全部議会のほうもずれていくと思うんですけども。

○荒井委員長 龍ヶ崎市さん、どうですか。

○岡野龍ヶ崎市企画課長 龍ヶ崎市のほうでは、一応今のスケジュール感をお伺いしまして、毎月定例庁議をやっているんですけども、それが8月2日に予定されていますので、そこで話をした上で、それはお盆までの間というのはちょっと厳しいかもしれないんですけども、議会サイドと調整して、そこで、議会サイドでオーケーしてもらえれば、お盆前に入れていきたいなとは思っています。

ただ、2日の庁議で、その後の全協も絡むんですけども、全協でどういった資料でどういうことまで説明するかというのがありますので、同じ資料で庁議のほうもやるしかないと思いますので、その辺は事前に一度調整というか、資料とあと説明の範囲とか、その辺の考え方を伺いできればなと思います。

○荒井委員長 やっぱり市町村さんそれぞれ違うので、可能なところから画一的に特定の期間内にもう必ずやるということではなくて、可能なところからやるというような方法でしかないと思うんですけども、そういうことで日程のほうちょっと調整させていただきながら説明に伺うということで、盆前というような言い方をしましたけれども、やはりいろいろ事情があるというところで、少しその辺、幅を持たせて対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○彦坂取手市政策推進課長 また、御連絡をください。

○荒井委員長 すみません。スケジュールについては、そういうことでちょっと見直しを

させていただきます。

それでは、協議事項のほうは最後になります。その他の案件に入りますが、何かそのほか、皆様からございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の協議を終了したいと思います。

本日の協議の内容につきましては、12日開催の管理者等会議にも御報告をさせていただきます。

以上をもちまして、委員会のほうを終了いたします。

お疲れさまでした。

午後4時08分閉会